

公 示

鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請について … 2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案 … 9

公 示

鉄道事業法施行規則第72条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取を申請しようとするときは、公示の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年8月8日

関東運輸局長 藤田 礼子

○普通鉄道事業

事 案 番 号 7 鉄 公 第 1 号
申 請 者 東日本旅客鉄道株式会社
事案の内容

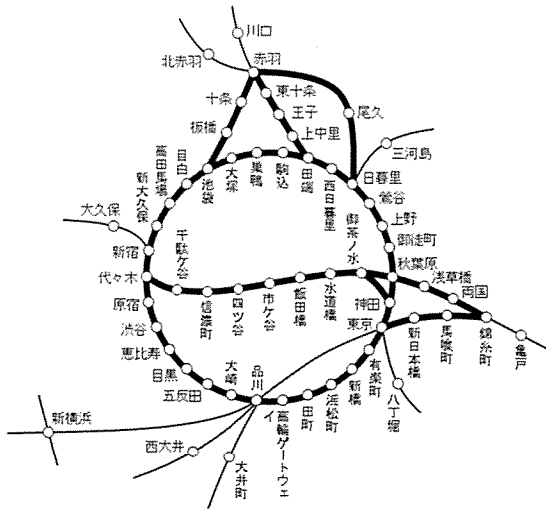
1. 適用路線 管内全路線
2. 設定しようとする事項
運賃計算方法及び適用方法の変更（別紙のとおり）

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

Ⅰ 当社線内のみを利用する場合

1 特定区間における営業キロ等の計算方

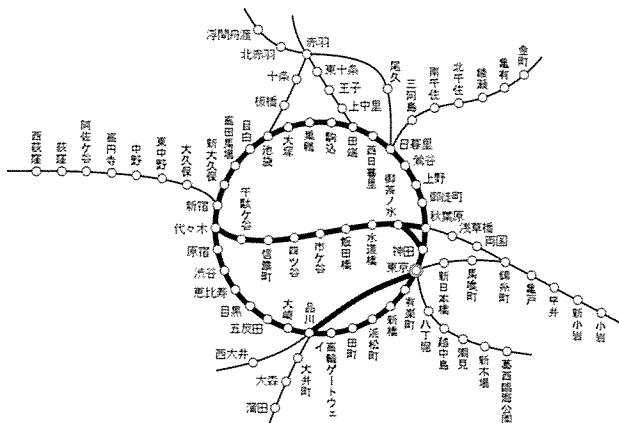
次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。



(注) 東海道新幹線中東京・品川間は太線区間に含まない。

2 東京都区内にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方

次の図に掲げる東京都区内にある駅と、東京駅からの営業キロが 200km を超える鉄道区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を起点又は終点とした営業キロ等によって計算する。



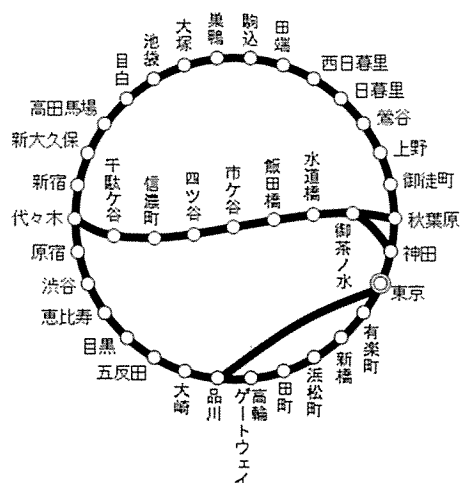
(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線（新幹線）品川・新横浜間を含むときは、東京都区内にある駅と新横浜以遠（小田原、菊名又は小机方面）の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線（新幹線）東京・品川間を経由するものとして計算する。

(注) 東京都区内にある駅と川崎以遠（鶴見又は尻手方面）、武蔵小杉以遠（新川崎、武蔵中原又は向河原方面）、吉祥寺以遠（三鷹方面）、戸田公園以遠（戸田方面）、川口以遠（西川口

方面)、松戸以遠(北松戸方面)、市川以遠(本八幡方面)又は舞浜以遠(新浦安方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)以外の線区を経由するものとして計算する。

3 山手線内等にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方

次の図に掲げる山手線内にある駅と、東京駅からの営業キロが 100km を超え、200km 以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を基点又は終点とした営業キロ等によって計算する。



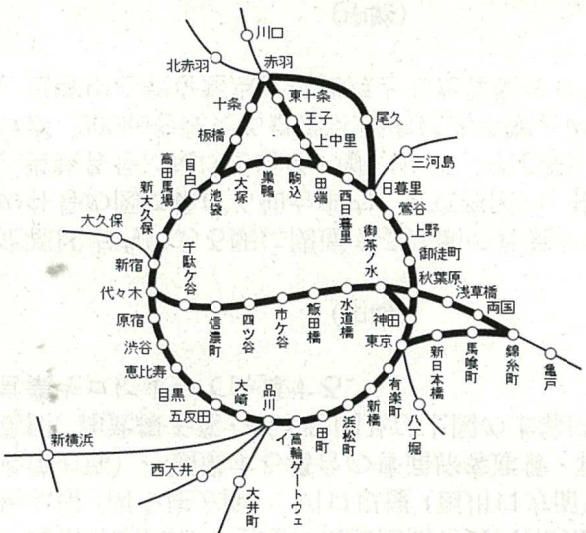
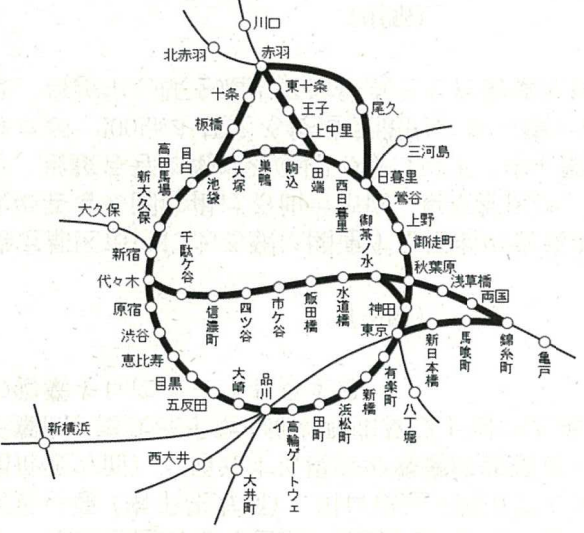
(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線(新幹線)品川・新横浜間を含むときは、東京山手線内にある駅と新横浜以遠(小田原、菊名又は小机方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道新幹線東京・品川間を経由するものとして計算する。

(注) 東京山手線内にある駅と大井町以遠(大森方面)、西大井以遠(武蔵小杉方面)、大久保以遠(東中野方面)、板橋以遠(十条方面)、上中里以遠(王子方面)、尾久以遠(赤羽方面)、三河島以遠(南千住方面)、浅草橋以遠(両国方面)、新日本橋以遠(馬喰町方面)又は八丁堀以遠(越中島方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)以外の線区を経由するものとして計算する。

II 当社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合

1 旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方

東海道新幹線と東海道線は線路が異なるものとして営業キロ等を計算する。

旧	新
旅客運賃・料金並びに運賃・料金の計算方法及び適用方法	旅客運賃・料金並びに運賃・料金の計算方法及び適用方法
(中略)	(中略)
I 当社線内のみを利用する場合	I 当社線内のみを利用する場合
(中略)	(中略)
第5 営業キロ等の計算方	第5 営業キロ等の計算方
(中略)	(中略)
3 特定区間における営業キロ等の計算方	3 特定区間における営業キロ等の計算方
(報告)	(報告)
(中略)	(中略)
(2) 次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。	(2) 次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。
	
	(注) 東海道新幹線中東京・品川間は太線区間に含まない。

旧

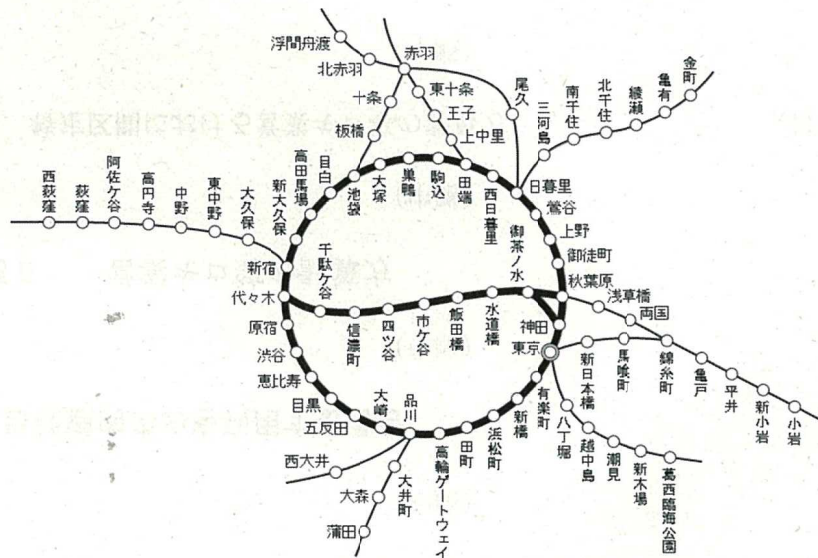
(注) 蘇我以遠(鎌取又は浜野方面)の各駅と第1号④に掲げるいずれかの経路を経由して上図の太線区間を大久保以遠(東中野方面)、三河島以遠(南千住方面)、川口以遠(西川口方面)又は北赤羽以遠(浮間舟渡方面)へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、外房線蘇我・千葉間、総武線千葉・錦糸町間及び上図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。

(中略)

- 4 特定都区市内にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方(認可)
次の各号の図に掲げる仙台市内、東京都区内、横浜・川崎市内にある駅と、当該各号に掲げる◎印の駅(以下「中心駅」という。)からの営業キロが200kmを超える鉄道区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ等によって計算する。

(中略)

(2) 東京都区内



新

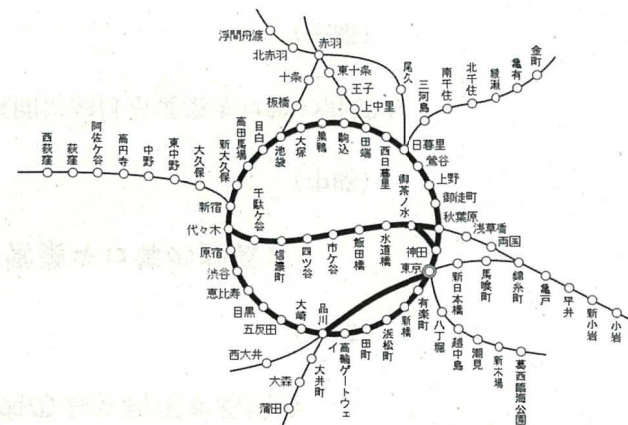
(注) 蘇我以遠(鎌取又は浜野方面)の各駅と第1号④に掲げるいずれかの経路を経由して上図の太線区間を大久保以遠(東中野方面)、三河島以遠(南千住方面)、川口以遠(西川口方面)又は北赤羽以遠(浮間舟渡方面)へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、外房線蘇我・千葉間、総武線千葉・錦糸町間及び上図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。

(中略)

- 4 特定都区市内にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方(認可)
次の各号の図に掲げる仙台市内、東京都区内、横浜・川崎市内にある駅と、当該各号に掲げる◎印の駅(以下「中心駅」という。)からの営業キロが200kmを超える鉄道区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ等によって計算する。

(中略)

(2) 東京都区内



(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線(新幹線)品川・新横浜間を含むときは、東京都区内にある駅と新横浜以遠(小田原、菊名又は小机方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線(新幹線)東京・品川間を経由するものとして計算する。

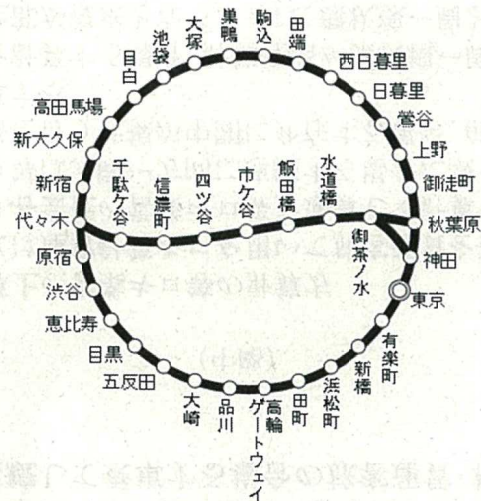
(注) 東京都区内にある駅と川崎以遠(鶴見又は尻手方面)、武蔵小杉以遠

旧

(中略)

5 山手線内等にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方 (認可)

次の図に掲げる山手線内にある駅と、東京駅からの営業キロが 100km を超え、200km 以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を基点又は終点とした営業キロ等によって計算する。

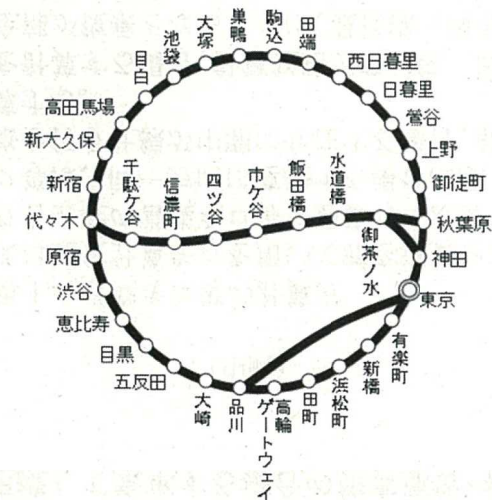


新

(中略)

5 山手線内等にある駅に関連する区間の営業キロ等の計算方 (認可)

次の図に掲げる山手線内にある駅と、東京駅からの営業キロが 100km を超え、200km 以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京駅を基点又は終点とした営業キロ等によって計算する。



(注) 旅客運賃計算経路に東海道本線(新幹線)品川・新横浜間を含むときは、東京山手線内にある駅と新横浜以遠(小田原、菊名又は小机方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道新幹線東京・品川間を経由するものとして計算する。

(注) 東京山手線内にある駅と大井町以遠(大森方面)、西大井以遠(武蔵小杉方面)、大久保以遠(東中野方面)、板橋以遠(十条方面)、上中里以遠(王子方面)、尾久以遠(赤羽方面)、三河島以遠(南千住方面)、

旧	新
(中略) Ⅱ 当社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合の旅客運賃・料金の計算方法並びに適用方法 (中略) 2 旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方 (認可) (1) 営業キロ又は運賃計算キロを用いて旅客運賃を計算する場合は、次の各号により各会社の営業キロ等を通算して計算する。 ① 営業キロ等は、同一方向に連続する場合に限り通算する。 ② 通過連絡を行う社線が中間に介在する場合、前後の区間の営業キロ等を通算する。 (2) 旅客運賃を計算する場合、計算経路が環状線一周となる時又は一部若しくは全部が復乗となる時は、環状線一周となる駅又は折り返しとなる駅の前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。 <u>(3) 新幹線と新幹線以外の線区において旅客運賃を計算する場合は、次の各号により営業キロ等を計算する。</u> <u>① 東海道新幹線と東海道線とは同一の線路として取扱いをする。</u> <u>② 別に定める区間内の駅を発駅若しくは着駅又は接続駅とする場合は、線路が異なるものとして取扱いをする。</u> (以下省略)	<u>浅草橋以遠（両国方面）、新日本橋以遠（馬喰町方面）又は八丁堀以遠（越中島方面）の各駅との相互間の普通旅客運賃は、東海道本線（新幹線）以外の線区を経由するものとして計算する。</u> (中略) Ⅱ 当社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合の旅客運賃・料金の計算方法並びに適用方法 (中略) 2 旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方 (認可) (1) 営業キロ又は運賃計算キロを用いて旅客運賃を計算する場合は、次の各号により各会社の営業キロ等を通算して計算する。 ① 営業キロ等は、同一方向に連続する場合に限り通算する。 ② 通過連絡を行う社線が中間に介在する場合、前後の区間の営業キロ等を通算する。 (2) 旅客運賃を計算する場合、計算経路が環状線一周となる時又は一部若しくは全部が復乗となる時は、環状線一周となる駅又は折り返しとなる駅の前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。 <u>(3) 東海道新幹線と東海道線は線路が異なるものとして営業キロ等を計算する。</u> (以下省略)

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年8月14日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B17号 関東紙工 株式会社

1. 令和7年7月11日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間を30分に短縮する。

(ア) 特定大型車	D運賃
(イ) 大型車	D運賃
(ウ) 普通車	D運賃